

仕様書

1 サービス名

広島市ネットワークとガバメントクラウドの接続サービス

2 サービス利用開始年月日

令和9年3月1日

3 履行場所

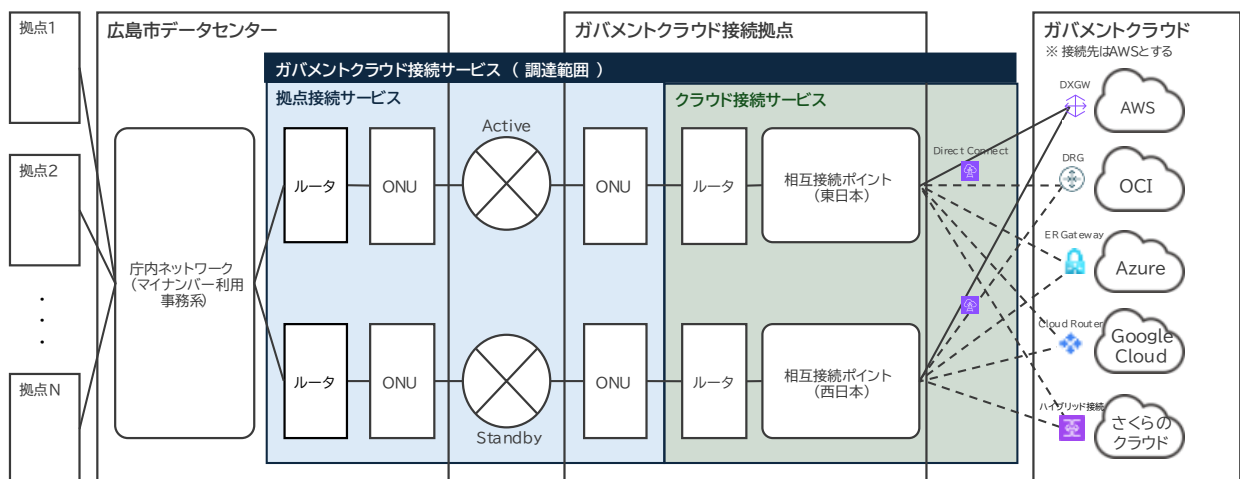
広島市データセンター、受注者が運営する通信設備、その他本市が指定又は承認する場所

4 サービス利用の目的

本市の各拠点からガバメントクラウド上に構築する標準準拠システム等を利用できるようにするため、本市庁内ネットワークとガバメントクラウドを接続する「広島市ネットワークとガバメントクラウドの接続サービス」（以下「ガバメントクラウド接続サービス」という。）を利用する。

5 サービスの基本要件

- (1) ガバメントクラウド接続サービスは、次の図のような構成とすること。なお、ガバメントクラウド接続サービスの提供に当たって必要となる機器等がある場合は、受注者が準備すること。



- (2) ガバメントクラウド接続サービスは、次の機能を有すること。

項番	機能	内容
1	拠点接続サービス	本市庁内ネットワークと受注者のガバメントクラウド接続拠点を接続するサービス
2	クラウド接続サービス	受注者のガバメントクラウド接続拠点とガバメントクラウドを接続するサービス

- (3) 受注者の責任範囲は、広島市データセンターに設置するルータのユーザ側インターフェースから、Direct Connect Gateway等のガバメントクラウド側の接続インターフェースまでとする。
- (4) 広島市データセンターへのアクセス回線の引き込み、ルータ及び回線終端装置の設置等の環境整備は、本市の指示により行うこと。なお、回線の導入に際して新たに機器等が必要な場合、それらの導入・設置も受注者にて実施すること。

- (5) 受注者は、ガバメントクラウドのAmazon Web Services（以下「AWS」という。）に接続すること。
- (6) 受注者は、ガバメントクラウドへの接続に当たって、本市が別途契約する広島市ガバメントクラウド利用基盤（AWS）の構築及び運用・保守業務において、当該業務の事業者（以下「運用管理補助者」という。）が実施する広島市ガバメントクラウド利用基盤（AWS）のガバメントクラウド側の接続インターフェースの設定変更作業等に必要な情報を、本市に提供すること。
- (7) 通信経路は海外を経由しない日本国内に閉じたものであること。
- (8) 故障受付及び故障対応を24時間365日行うこと。
- (9) 設備の保守や工事等により本市がガバメントクラウド接続サービスを一時的に利用できない場合は、事前に通知すること。
- (10) サービスインタフェースとしてブラウザから利用できる日本語のポータルを準備し、通信状況（直近1か月以上の通信を対象としたトラフィックグラフ等）の確認を可能とすること。
- (11) 電話による問合せ窓口を設置すること。問合せ窓口は、構成するサービスごと（拠点接続サービス、クラウド接続サービス）に設置するのではなく、ガバメントクラウド接続サービスの問合せ窓口として1つにまとめること。また、電話のほか、メール等による問合せ方法が確保されていること
- (12) ガバメントクラウド接続サービスが利用できない状態、契約した帯域幅を確保できない状態を稼働率の算定対象とする。各月の稼働率が99.99%を下回った場合は、稼働率に応じて月額費用を減額すること。

6 拠点接続サービスの要件

- (1) 専用線、広域イーサネット回線又はIP-VPN回線であること。
- (2) 帯域保証型又は帯域確保型の回線であること。
- (3) 通信帯域は主系・副系それぞれ200Mbps以上であること。
- (4) 物理的な回線切替等を必要とせず、サービス契約内容の変更のみで最大1Gbpsまで通信帯域を変更できること。
- (5) 使用する機器等についても、200Mbps以上の通信帯域を確保すること。また、回線の増速時に合わせて最大1Gbpsまでの通信帯域が確保できること。
- (6) 回線は、主系及び副系で二重化し、これらが物理的に分離された経路を有し、可能な限り異なる通信事業者又は異なる収容局を経由する構成であること。
- (7) 主系に障害が発生した場合は、原則1分以内に自動的に副系へ切り替わるActive/Standby又はこれと同等以上の冗長性を有すること。
- (8) ルーティングプロトコルにBGP又はStaticが利用可能であること。
- (9) 必要に応じて、IEEE802.1QによるVLAN設定及びVRF又はこれと同等の機能による論理分割が可能であること。

7 クラウド接続サービスの要件

- (1) ガバメントクラウドのAWSに、Direct Connectの専用接続又はホスト型接続によりDirect Connect Gatewayと接続可能であること。
- (2) 本市の求めに応じて、AWS以外のガバメントクラウドに接続できる構成であること。また、設定により接続クラウド間のルーティングが可能なこと。AWS以外のガバメントクラウドとの接続が必要になった場合は、別途協議する。
- (3) 通信帯域は、将来の拡張性を考慮し、設備等の変更なしに、200Mbps、500Mbps、

1 G b p s のいずれかを利用できることとし、本契約においては、2 0 0 M b p s を利用する。

- (4) 使用する機器等についても、2 0 0 M b p s 以上の通信帯域を確保すること。また、回線の増速時に合わせて最大1 G b p s までの通信帯域が確保できること。
- (5) 各経路においてB G P の重みづけ設定による制御が可能であること。
- (6) 東日本エリア及び西日本エリアに独立した相互接続ポイントを有し、被災時に切り替えられる冗長化設計を可能とすること。

8 その他

- (1) 通信帯域を変更する場合の料金は、別途協議する。
- (2) 調査、環境整備等で広島市データセンターに立ち入る場合、事前に連絡、調整等を行うこと。
- (3) 広島市データセンター内の既設ネットワーク機器等に対する設定変更、配線・接続が必要となる場合、ガバメントクラウドの接続先側の作業が必要となる場合は、これらの機器、設備等を管理する事業者が行うため、受注者は、作業内容を明確にし、本市及び当該事業者へ作業依頼を行うこと。
- (4) 環境整備完了後、本市庁内ネットワーク運用・保守事業者、運用管理補助者と連携して、別途指定する本市ネットワーク機器までの疎通確認テストを実施すること。
- (5) 本業務の契約が事由の如何を問わず終了する場合、受注者は回線の利用廃止、機器等の撤去、原状回復に関する作業を行うこと。
- (6) 別途の契約により1か月単位での契約期間の延長が可能なこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、これを定めるものとする。
なお、協議した内容については、協議録を作成し、本市に提出すること。
- (8) 受注者は、履行開始年月日までに、通信状況を確認できるポータルURL、ログインID、パスワード、利用手順書を本市に提出すること。
- (9) 受注者は、ガバメントクラウド接続サービスの提供に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も同様とする。